

マイナンバー 提示のお願い



当金庫とのお取引にあたって、お客さまの個人番号・法人番号を提示いただく場合があります。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

※法令で定められた手続き以外で利用することはありません。



平成28年1月から、マイナンバー制度が開始します！

平成28年1月より開始する社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)により、一人ひとりに異なる個人番号(12桁)が与えられ、社会保障・税・災害対策に活用されます。また、法人には法人番号(13桁)が与えられます。



個人番号・法人番号は大切に保管してください！

個人番号は「通知カード」に記載されて各市町村からお客さま宛に通知されます。個人番号は税務関係の手続き等で必要となる大事なものですので、通知カードが届きましたら、**厳重に保管してください。**法人番号は、平成27年10月以降、国税庁長官から書面により通知されます。



マイナンバーを悪用した詐欺行為にご注意ください！



裏面もご覧ください >>

当金庫でマイナンバーが必要な主なお取引

個人のお客さま

- 投資信託・公共債など証券取引全般
- 非課税貯蓄(マル優など)
- 財形貯蓄(年金・住宅)
- 外国送金(支払い・受け取り)など

「個人番号カード」もしくは「番号通知カードおよび免許証などの本人確認資料」をご持参ください。

法人のお客さま

- 投資信託・公共債など証券取引全般
- 定期預金・通知預金・定期積金
- 外国送金(支払い・受け取り)など

※当金庫では、マイナンバーを法定調書や非課税申告書などへの記載などに利用します。
※平成28年1月の制度開始前でも、当金庫からマイナンバーの提示をお願いすることがあります。

マイナンバーは
一生使うもの。
大切にしましょう!



提示いただいたマイナンバーは法令等に基づき厳格に取り扱います。